

町税

税金の種類	納税義務者	内容・注意していただくこと
町民税	・ 1月1日現在、町内に居住し、前年中に所得があった人 ・ 町内に居住していないが、町内に事務所や事業所、家屋敷などのある人(均等割のみ課税)	税額は前年中の所得を基準にして計算します。所得に応じて課税される所得割と、一定額以上の所得のある人に均等に課税される均等割の合計額を納めていただきます(県民税も併せて課税されます)。
固定資産税	・ 1月1日現在、町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人	このようなときは役場に届け出を ・ 未登記家屋の名義人を変更するとき ・ 家屋の新築や増改築、取り壊しをしたとき ・ 納税義務者の住所が変わったとき(町外に居住している場合のみ)
都市計画税	・ 1月1日現在、都市計画区域内(農用地区を除く)に土地や家屋を所有している人	都市計画税 = 課税標準額(土地・家屋) × 税率(0.15%)
軽自動車税	・ 4月1日現在、町内に原動機付自転車(ミニカーを含む)、小型特殊自動車、軽自動車、二輪小型自動車を所有している人	このようなときは申告を ・ 軽自動車などを購入したとき(15日以内) ・ 軽自動車などを廃車したとき(30日以内) ・ 住所や名義を変えたとき(15日以内) ※車種によって申告する場所が異なります。
国民健康保険税	・ 国民健康保険加入者の属する世帯の世帯主	国民健康保険税が発生するのは、国民健康保険の資格を得た月の分からです。万が一、届け出が遅れた場合は加入資格を得た時点までさかのぼって課税されます。

【町税の減免・免除について】

火災や水害などの災害や生活保護を受けるなど特別な理由がある場合、町税を減額または免除する制度があります。また、軽自動車税のみ、身体障害者手帳の交付を受けている場合、障害の程度に応じて軽自動車税を免除する制度があります。これを受けようとする人は、納期限の7日前までに申請書を提出してください。

町税の納期

1～11月の納期限はそれぞれ月の末日です。月の末日が土・日曜日・祝日の場合は翌平日になります。また、12月の納期限は28日です。28日が土・日曜日の場合は1月4日以降の平日になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
	固定資産税 第1期 都市計画税 第1期 軽自動車税 全期	町・県民税 (普通徴収) 第1期	固定資産税 第2期 都市計画税 第2期 国民健康保険税 第1期	町・県民税 (普通徴収) 第2期 国民健康保険税 第2期	国民健康保険税 第3期
10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税 (普通徴収) 第3期 国民健康保険税 第4期	国民健康保険税 第5期	固定資産税 第3期 都市計画税 第3期 国民健康保険税 第6期	町・県民税 (普通徴収) 第4期 国民健康保険税 第7期	固定資産税 第4期 都市計画税 第4期 国民健康保険税 第8期	



町税の納付方法

町から送付される納税通知書によりそれぞれの納期限までに納めてください。

町税の納付場所

ハイナン農業協同組合 静岡銀行 島田信用金庫 焼津信用金庫 掛川信用金庫 スルガ銀行 清水銀行 静岡県労働金庫 静岡県信用漁業協同組合連合会 みずほ銀行 静岡、愛知、岐阜、三重県内のゆうちょ銀行・郵便局(納期限を過ぎたものは不可) 会計課窓口

町税の納付は便利な口座振替で

取扱金融機関

ハイナン農業協同組合 静岡銀行 島田信用金庫 焼津信用金庫 掛川信用金庫 スルガ銀行 清水銀行 静岡県労働金庫 静岡県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行

申込手続

預金口座振替依頼書(町内金融機関の窓口に備え付け)・預金通帳・通帳印を持参して口座振替を希望する金融機関にて手続きをしてください。振替開始は、申込日より1カ月以後の納付からになります。

再振替について

口座振替による納税者は、振替日に残高不足による振替不能が発生した場合、次の月の15日(土・日曜日の場合は翌平日)に再振替が行われます。

督促状について

納付期限を15日過ぎても納付の確認ができない場合は、納付期限から20日後に督促状が発布されます。

差し押えについて

督促状が発布され、10日が経過しても税金の納付が確認できない場合は、差し押えの対象になります。

納税にお困りの場合は

病気や失業など諸事情により納期限までに納めることができない場合は税務課収納管理部門までご相談ください。収納管理部門(庁舎1階) ☎ 33-2109

